



議案第七十七号

三朝町上水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「上水道」を「水道」に改める。

第一条及び第二条中「上水道事業」を「水道事業」に改める。

第三十六条中「管理者」を「町長」に改める。

別表一を次のように改める。

別表一（第六条関係）

工事負担金表



この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則

| 口 経      | 新 設     | 臨時施設   | 口 経 変 更 |
|----------|---------|--------|---------|
| 一三ミリメートル | 三〇〇〇〇円  | 七五〇〇円  | 新設の差額   |
| 二〇       | 六〇〇〇〇   | 一五〇〇〇  | 〃       |
| 二五       | 一〇〇〇〇〇  | 二五〇〇〇  | 〃       |
| 三〇       | 一五〇〇〇〇  | 三〇〇〇〇  | 〃       |
| 四〇       | 二七〇〇〇〇  | 六〇〇〇〇  | 〃       |
| 五〇       | 四二〇〇〇〇  | 一〇五〇〇〇 | 〃       |
| 七五       | 九六〇〇〇〇  | 二四〇〇〇〇 | 〃       |
| 一〇〇      | 一七〇〇〇〇〇 | 四二七五〇〇 | 〃       |
| 一五〇以上    | 管理者が定める |        |         |